WEB サイト制作委託約款

この「WEB サイト制作委託約款」（以下「本約款」という。）は、委託者と株式会社アヤメ（以下「当社」という。）間の WEB サイト制作委託契約（以下「本契約」という。）に適用される。

第 1 条 （業務の範囲）

当社は、委託者の依頼に基づき、以下の業務を行う。

1. **Web サイトのデザイン**
   - 委託者の要件に基づいた WEB サイトのデザインコンセプト提案および制作
   - カラースキーム、フォント、レイアウトなど、サイト全体のビジュアルデザインの決定
   - ページ構成案の作成（トップページ、サービスページ、問い合わせフォームなど）
2. **Web サイトの構築およびカスタマイズ**
   - ノーコードツール STUDIO を使用したサイトの設計
   - 委託者の要望に基づいたカスタムデザインおよび機能の実装
   - スマートフォンやタブレット向けのレスポンシブデザインの最適化
3. **コンテンツの作成・配置**
   - 委託者から提供されたテキスト、画像、動画などのコンテンツをサイトに適切に配置
   - SEO（検索エンジン最適化）を意識したタグの設定（title, description など）
   - CMS 機能を用いた実装とカスタマイズ
   - メールフォーム機能を用いた実装とカスタマイズ
4. **ドメイン設定**
   - 委託者が指定する独自ドメイン接続の設定とサイト公開
   - TLS 証明書の発行およびセキュリティの確認
5. **公開前のテストおよび品質保証**
   - 全ページのリンクチェック、動作確認、ブラウザ互換性のテスト
   - レスポンシブデザインの表示確認
   - フォームやアニメーションなどインタラクティブ要素の挙動確認
6. **初期 SEO 設定**
   - Google Search Console および Google Analytics、Google Tag Manager の設定支援
   - 初期 SEO 設定（meta タグ、Alt テキスト、サイトマップの作成および登録）
   - 基本的な SEO ガイドラインに基づいた実装
7. **操作マニュアルの提供**
   - 委託者がサイトの更新や運用を行うための簡易操作マニュアルの提供
   - 必要に応じて、STUDIO の基本的な操作方法に関するトレーニングの実施
8. **納品および公開**
   - サイト完成後の最終確認を行い、委託者の承認を得て公開

第 2 条 （納期）
当社は、委託者の希望納期までに本契約に基づくすべての業務を完了し、納品する。

第 3 条 （報酬および支払条件）
1. 委託者は、本契約に基づく業務の対価として、制作費を当社に支払う。
2. 委託者は、当社に対し、納品した日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。
3. 支払いは、当社の指定する銀行口座に振り込むものとする。

第 4 条 （著作権および知的財産権）
1. 本契約に基づき制作された WEB サイトおよび関連するデザイン、コンテンツの著作権は、委託者に帰属する。
2. ただし、当社が制作に使用したテンプレートやライブラリなど、第三者の著作物を使用した部分については、その権利を侵害しない範囲で利用するものとする。

第 5 条 （秘密保持）
当社は、本契約に基づく業務の遂行にあたり知り得た委託者の機密情報を、第三者に開示または漏洩しないものとする。

第 6 条 （契約の解除）
1. 委託者または当社は、相手方が本契約に違反した場合、書面により通知し、相当期間内に是正されない場合には、本契約を解除することができる。
2. 契約解除時において、すでに進行中の業務に対しては、進捗状況に応じた報酬を当社に支払うものとする。

第 7 条 （保証およびサポート）
1. 納品後 14 日間を検収期間とし、納品物の不具合の修正に無償で対応するものとする。
2. サポート期間を超えた場合、追加料金をもって対応することができる。

第 8 条 （誠実協議）
本契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、当事者が誠意をもって協議の上、その解決に努めるものとする。

第 9 条 （合意管轄裁判所）
本契約に関して生じた紛争は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものとする。

第 10 条（個人情報の取り扱い）
お申込者は、当社の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に同意した上で、本契約の締結を申し込むものとする。

[URL] https://ayame-inc.jp/privacy

第 11 条 （本約款の変更）

1. 当社は、当社の WEB サイトにおいて 1 カ月以上前に告知することにより、本約款を変更することができる。ただし、変更内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又は委託者の利益に適合する内容の場合、当社は直ちに本約款を変更することができる。
2. 委託者が、本約款の変更に同意しないときは、本契約を解除することができる。本項に基づく解除の効果は、将来に向かって生じるものとし、遡及しないものとする。
3. 委託者が改訂日までに本約款の変更に同意しない旨の申出をしない場合は、変更に同意したものとみなす。

以上

株式会社アヤメ

2022 年 7 月 1 日　施行